

令和4年度 学校いじめ防止基本方針

新潟県立西蒲高等特別支援学校

定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

（1）いじめの定義

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」

（2）いじめ類似行為の定義

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該児童等が該当行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」

1 いじめ防止のための取組

いじめは対人関係における問題であるという視点に立ち、生徒指導はもとより、特別活動などの体験学習などを通じて、生徒同士の心の結び付きを深め、社会性を育む教育活動を進める。人権感覚を養うとともに、共同社会の一員であるという社会の形成者としての資質を育成するために、次のような予防的な取組を行う。

（1）教科等における指導

- ① 障害特性を含めた生徒理解を深めるとともに、授業での活躍の場をつくる。そして、全ての生徒が楽しく分かる授業を展開するよう努める。
- ② 生徒一人一人が学習の目標を持って意欲的に生き生きと授業に参加し、主体的な学習態度を養うように努める。
- ③ 生徒に協同で学ぶことの意義を知らせ、学級やグループで協力して学ぶことの大切さを実感できるようにする。
- ④ 生徒の実態に応じて、聞く、話す、読む、書くといった言語活動を充実させ、人権尊重の視点に立って豊かな言語環境を整える。
- ⑤ 教科等の学習内容を、実生活や実社会と結び付けて指導し、生徒一人一人に学ぶことの意義と大切さが理解できるようにする。

（2）道徳

学校の教育活動全体の中で指導する。一人一人の生徒が道徳的価値及び自己の生き方を考え、人間としての生き方についての自覚を深め、学校、その他における具体的な生活場面、状況において道徳的行為を主体的に選択し、実践する気持ちや構えをもつよう指導する。

（3）総合的な探求の時間

他者と協同して課題を解決しようとする学習活動を重視し、様々な課題の解決に他者と協力しながら参加し貢献しようとする態度を育む。

（4）特別活動

①学級活動

- ・ 一人一人の生徒がよりよい学級づくりに貢献できるよう、係活動や、自分の良

さや得意なことを生かした活動に取り組むことができるようとする。

- ・ 学級として取り組むことや自分で取り組みたい目標や内容などを決める際、また実際の活動場面やその振り返りの際に、互いのよさを認め合い相互の信頼を高め合えるようとする。
- ・ 学校や家庭でのよりよい生活や学習の在り方について、その方法や内容などのアイディアを情報交換し合い、自分に合った具体的な実践課題を決め、努力して改善が図られるようとする。

②生徒会活動

- ・ 生徒会が主催する活動などにおいて、上級生が下級生のことを思いやり、下級生が上級生を尊敬しながら集会活動などを楽しめるようとする。

③学校行事

- ・ 体育祭など学校行事の活動の中で、生徒が役割を分担し、それぞれの個性をよりよく生かしたり、発揮したりして活躍できるようとする。
- ・ 校外学習や修学旅行等のグループ活動で、考え方や性別などの違いを超えて、互いに協力できるようとする。
- ・ 宿泊活動などグループや自己の目標をもって参加し、達成感を味わえるようとする。

2 早期発見・即時対応の在り方

いじめを許さない学校づくりを進めるとともに、生徒が発する小さなサインを見逃すことのないよう日頃から丁寧に生徒理解を進め、早期発見に努める。そのために、表面の行動に惑わされることなく内面の感情に思いをはせ、違和感を敏感に感じ取っていく。

また、定期的な生活アンケートや教育相談を実施し、生徒のいじめを把握しやすい体制を整え、実態把握に取り組むとともに、家庭と連携して生徒の見守りを継続する。

併せて、情報を付き合わせて全体像を把握し的確な対応を行うために、協働的な生徒指導体制を整備する。

3 教育相談体制

生徒の抱える悩みを見過ごすことなく、できるだけ早期に発見し、悩みが深刻化しないように助言（アドバイス）や言葉掛けを行う体制を学校全体でつくる。

具体的には、日頃から個別教育相談を実施し、生徒の声が学級担任に届くようになる。相談内容は、生徒指導部を中心に学校全体で共有し、内容に応じて、生徒指導部会やいじめ防止対策委員会、ケース会議等を開催し、校長の指導の下、即時対応を行う。

4 生徒指導体制

(1) 組織的対応の進め方（別紙1・2　いじめ対応マニュアルを参照）

- ① いじめ（疑いを含む）を把握したら、関係者が話し合い、いじめ防止対策委員会（校長、教頭、生徒指導主事、生徒指導部、養護教諭、学年主任、学級担任などで構成）を開き、指導方針を共通理解した上で役割分担し迅速な対応を進める。
- ② いじめられている生徒には「絶対に守る」という学校の意思を伝え、心のケアと併せて登下校時や休み時間、清掃時間などの安全確保に努める。
- ③ 必ず保護者との連携を図り、対応策について十分に説明し、了承を得る。
- ④ いじめの内容によっては、教育委員会や警察と連携協力をを行う。

- ⑤ 加害者が特定できたら、個別に指導していじめの非に気付かせ、被害者への謝罪の気持ちを醸成する。
- ⑥ 丁寧に個別指導を行った上で当事者を交えて話し合い、被害者本人と保護者の了承が得られたら、再発防止へのねらいを含めた学級や学年全体への指導を行う。
- ⑦ いじめが解決したと思われた後も、学校が知らないところで陰湿ないじめが継続しないよう、卒業まで定期的に話し合う機会をもつ。

(2) 関係機関との連携

いじめの防止等の対策を適切に行うため、生徒の居住地の西蒲警察署、燕警察署等や中央児童相談所、新潟市児童相談所等との連携を推進する。

- ① 深刻ないじめや暴力行為等において、特に校内での傷害事案をはじめ、犯罪行為の可能性がある場合には、被害を受けている生徒を徹底して守り通すという観点から、警察と連携を図る。
- ② 相談等を行うべきか否か判断に迷うような場合を含め、警察等に対しては積極的に相談する。事案によっては、西蒲警察署のスクールサポーターと情報を共有する。
- ③ いじめられている生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合には、所轄の警察に通報する。
- ④ 月1回のスクールカウンセラーの相談から、いじめに関する情報を得るようにする。

(3) インターネットを通じて行われるいじめへの対策

インターネット上のいじめは、学校、家庭及び地域社会に多大なる被害を与える可能性があること等、深刻な影響を及ぼすことから、学校、家庭及び地域が連携して対応していく。

- ① 児童生徒及び保護者に対し、授業（携帯電話会社のスマホ・ケータイ安全教室等を活用する）や入学説明会、PTA行事等の機会を通じて、必要な情報モラル教育及び普及啓発を行う。
- ② ネットパトロール等の結果を情報共有したり、アンケートや面談等でネットトラブルの有無を確認すること等を通してネット社会における子どもたちの様子を注視する。

5 校内研修

(1) 生徒理解に関する会議・研修

生徒理解会議を各学期の始めに開催（1学期は2回）し、いじめ等に関わって、生徒の状態、指導方針、指導経過、頑張っている様子などについて、生徒理解・事例研修を行う。さらに、毎月、学年部内において生徒理解会議を行い、生徒に関する情報交換と事例研修を行う。

(2) いじめに関する教職員研修会

人権尊重といじめは絶対に許されないという意識を教職員自らが自覚し、生徒に徹底させるために、外部講師を招聘（しょうへい）した人権・同和やいじめに関する教職員研修を毎年実施する。

6 学校いじめ防止基本方針の周知

学校いじめ防止基本方針は、生徒やその保護者に示すとともに、学校のホームページにより公開し、周知を図る。

7 学校いじめ防止基本方針のP D C Aサイクル確保と見直しについて

学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、学校評価及びいじめ等対策委員会で点検し、必要に応じて見直しを行う。

8 感染症に関するいじめ未然防止を徹底する。

学校いじめ防止基本方針が、感染症流行の実情に即して機能しているかを教育委員会等の通達を確認し、いじめ等対策委員会で点検し、必要に応じて見直しを行う。

令和4年3月（改訂）